

区の課題の検討資料

【地域】

- ④地域活動を行う諸団体におけるジェンダー平等意識の理解促進
- ⑤地域における性的マイノリティの可視化の取組
- ⑥地域防災における要配慮者への取組
- ⑦地域におけるケアの担い手の課題における取組

これまでの意見

④地域活動を行う諸団体におけるジェンダー平等意識の理解促進

町内会・自治会などの伝統的な地域組織、地域活動を行う諸団体が複合的に「地域」を形成している。地域におけるジェンダー平等を進める際には、女性差別の改善・意識改革が必要。地方から東京に移動してきた若い世代の地域参加にとっても重要。区にできることは何か。

⑤地域における性的マイノリティの可視化の取組

地域の住民として性的マイノリティの存在が意識されないことで、制度や仕組みに包摂されていない現状の改善および制度や仕組みを利用しやすい地域の醸成が必要。そのような状況で貧困など困難を抱えがちな性的マイノリティにとって、セーフティネットとなる医療や福祉などケアの分野における諸制度、相談体制など地域の課題は多い。

⑥地域防災における要配慮者への取組

災害時の困難な事態において脆弱な立場となる女性や性的マイノリティなどの要配慮者に対し、セーフティネットとなる区の体制の整備や取組が必要。

⑦地域におけるケアの担い手の課題における取組

人口減少・少子高齢化時代を迎えて、ケアの担い手の課題がある。女性が性別役割として担ってきたケア労働を、社会の課題として捉えることが重要。

④地域活動を行う諸団体におけるジェンダー平等意識の理解促進

国の考え方

【第5次男女共同参画基本計画】

第3分野 地域における男女共同参画の推進

【基本認識】

- 近年、若い女性の大都市圏への転入超過が増大しており、また、地方の都市部に周辺の地域から人口が流入する状況もみられる。安心して暮らすために十分な所得とやりがいを得られる仕事ができ、家族を形成しやすく、暮らしやすい、女性にとって魅力的な地域を作っていかなければ、持続可能な地域社会の発展は望めない。
- 地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的や理由として、進学や就職だけでなく、「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられている。その背景として、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っていることや、地方の企業経営者や管理職等の理解が足りず女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であること、女性も男性も問題意識を持ちながらも具体的な行動変容に至っていないことなどが考えられる。
- 地域経済を支えている中小企業・小規模事業者は、生産年齢人口が減少していく中で人手不足に直面している。地域における男女共同参画・女性活躍の推進は、優秀な人材の確保・定着につながり、地域経済の持続的な発展にとって不可欠である。
- また、就農人口が減少する中で、都市部への女性の流出が続いているとともに、基幹的農業従事者に占める女性の割合は低下傾向にある。これまでも女性が新たな発想と取組で農林水産業分野の活性化に取り組んできた。農林水産業の持続性を確保するためには、女性の活躍に向けた支援が欠かせない。
- 地域活動については、都市部・地方部を問わず、担い手の確保や高齢化が課題となっている。また、地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには、様々な視点から課題解決ができる多様な人材の確保が必要である。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また、性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要である。
- このため、地方公共団体、地域社会、経済界や労働界、農林水産団体、女性団体等と密に連携して、地域に根強い固定的な性別役割分担意識等を解消し、地域づくりやまちづくり、働く場など、様々な場面において、女性の意見を取り入れ、反映するとともに、意思決定過程への女性の参画を促進する。これらを通じ、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築していく。

【成果目標】

項目	現状	成果目標（期限）
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019年度)	20%（早期） 更に30%を目指す（2025年度）
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)

若い女性が地方から東京へ移動する理由の背景として、国は「固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込みが根強く存在しており女性の居場所と出番を奪っていること」を挙げている。
また、地域活動については、都市部・地方部を問わず、担い手の確保や高齢化が課題とされている。

地方から転入してきた若者の地域参加にあたっては、地方からの流出の原因となる要素が杉並区の地域活動にも存在していないか、という観点は重要。

委員の示す、地域における諸団体におけるジェンダー平等意識の理解促進は、国の課題認識にも合致すると同時に、都市部自治体においても重要な取組であると考えられる。

なお、杉並区の町会・自治会における会長の女性割合は18%。

区の実組

区としても、国と同様の課題意識のもと、性別等により役割が固定化されることのないよう、講座等を通じてジェンダー平等の意識啓発を図っている。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

性別等にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進します。

取組項目 9 区民・地域に対する男女共同参画の啓発

事業32 地域団体への男女共同参画の意識づくり

性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して男女共同参画の意識啓発を図ります。

【成果目標】

指標	現状値 (R3)	R6目標	R9目標	R12目標
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	8.0%	30.0% (実績) 9.4%	35.0%	40.0%

「社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合」は、目標値を大きく下回っており、取り組むべき重要な課題である。

指標は「令和6年度 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査」より

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業32 地域団体への男女共同参画の意識づくり

<事業概要>

性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、地域団体等に対し、
すぎなみ協働プラザとの連携による講座や情報発信等を通して、男女共同参画の意識啓発を図る。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

<令和5年度の成果と課題・分析>

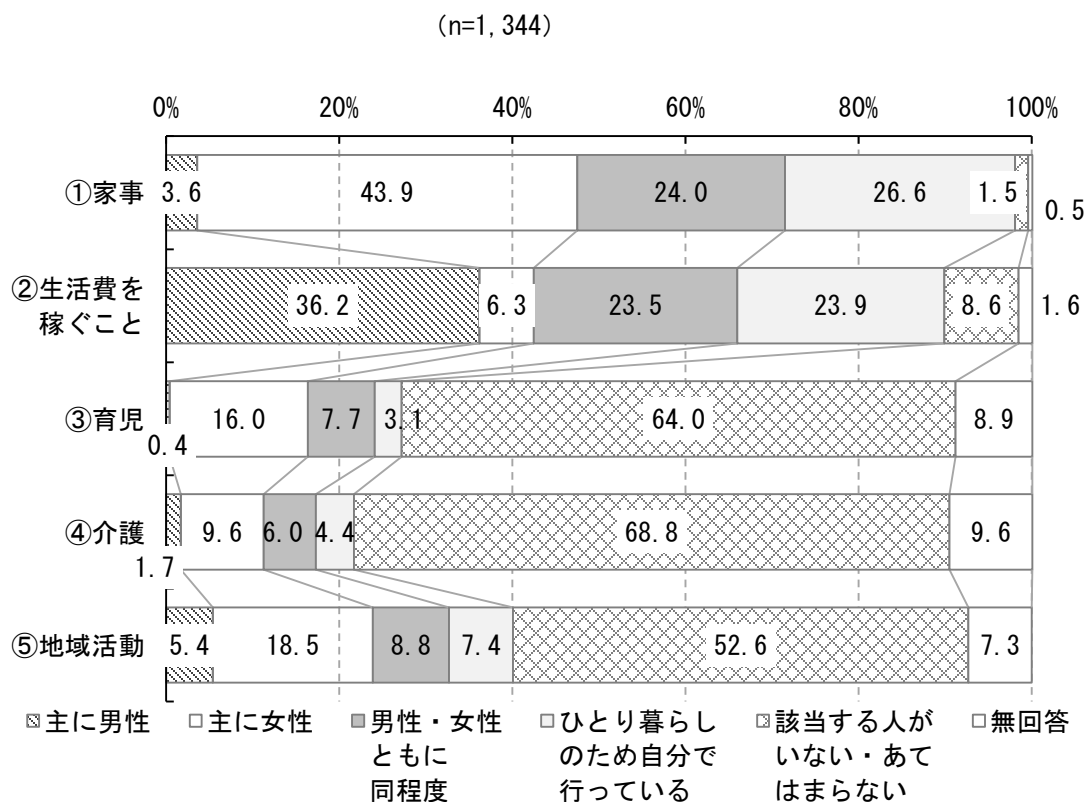
アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）について学び、楽しく地域活動を継続するための一助とするため、
「対話を通して考える アンコンシャス・バイアスってなんだろう?」と題した講座を開催し、25名が参加した。
講座ではクイズや参加者同士の対話を交え、身の回りのアンコンシャス・バイアスについて理解を深めた。
講座後のアンケートでは、回答者全員が講座内容を「良かった」等、好意的に評価しており、有意義な講座となった。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

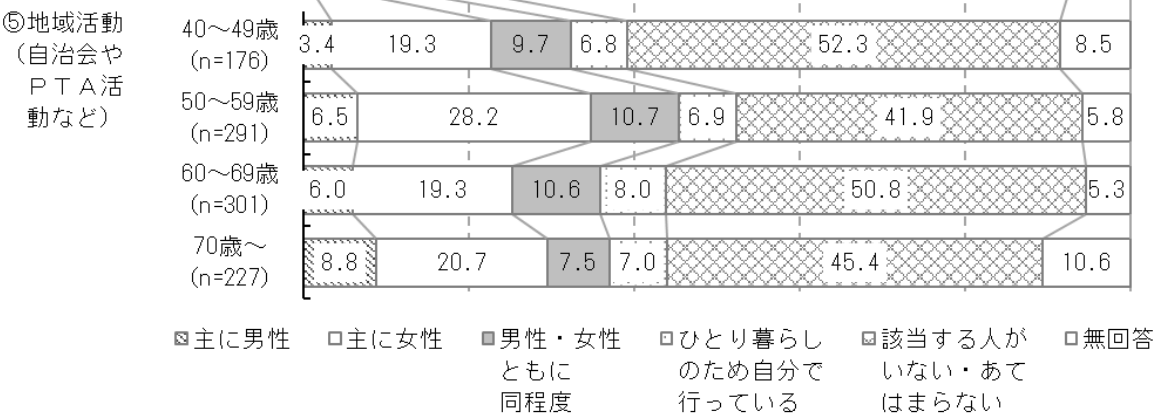
引き続き、講座の開催等を通じた啓発活動に取り組む。地域活動の場におけるハラスメント問題について課題を感じており、
今後はハラスメントをテーマとした講座の開催を検討している。

性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開することを目的として、令和5年度には「アンコンシャス・バイアス」をテーマとした講座を実施している。

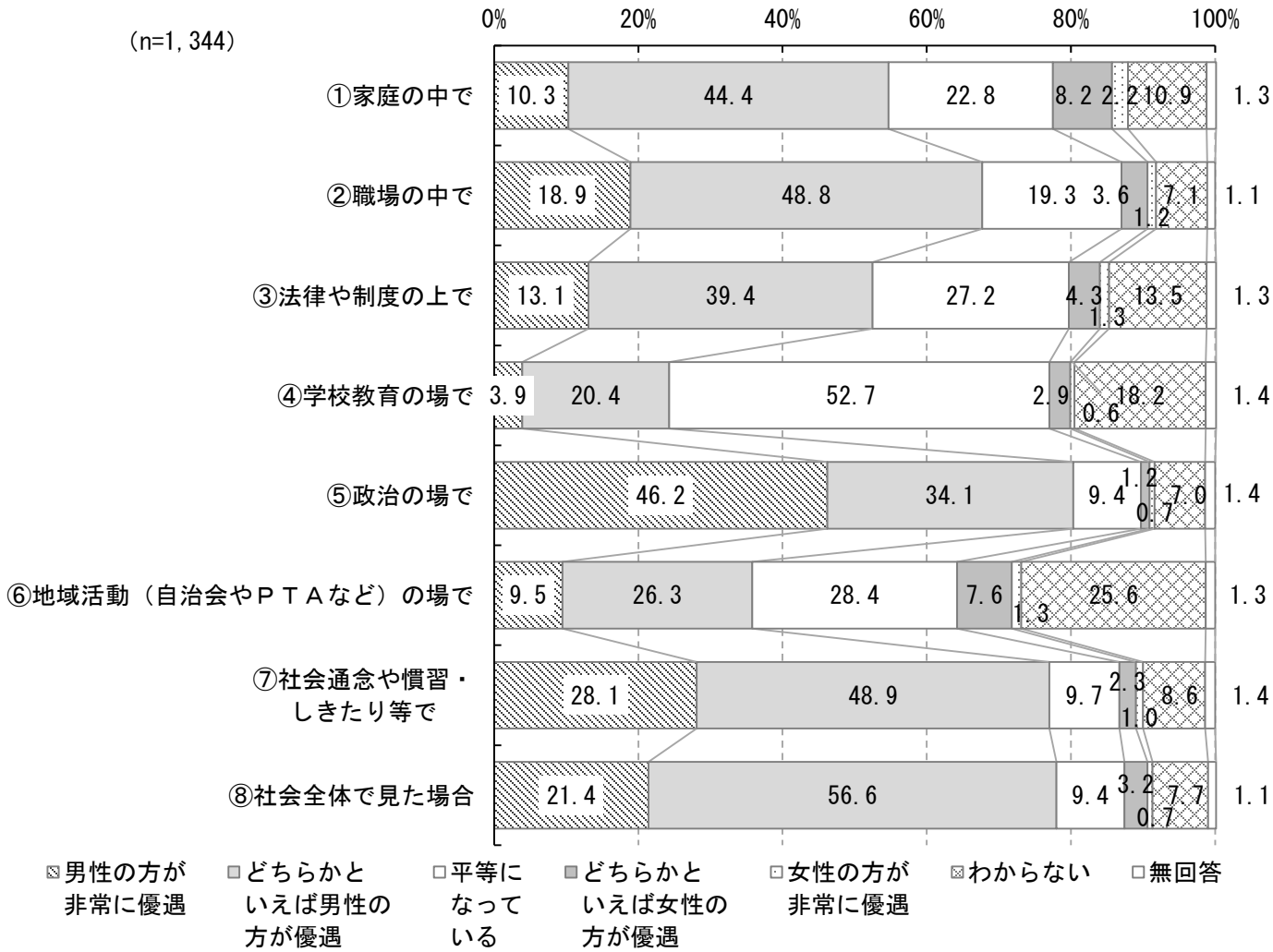
問1 あなたのご家庭では、次の①～⑤の事柄について、役割分担はどのようになっていますか。（それぞれ○は1つ）



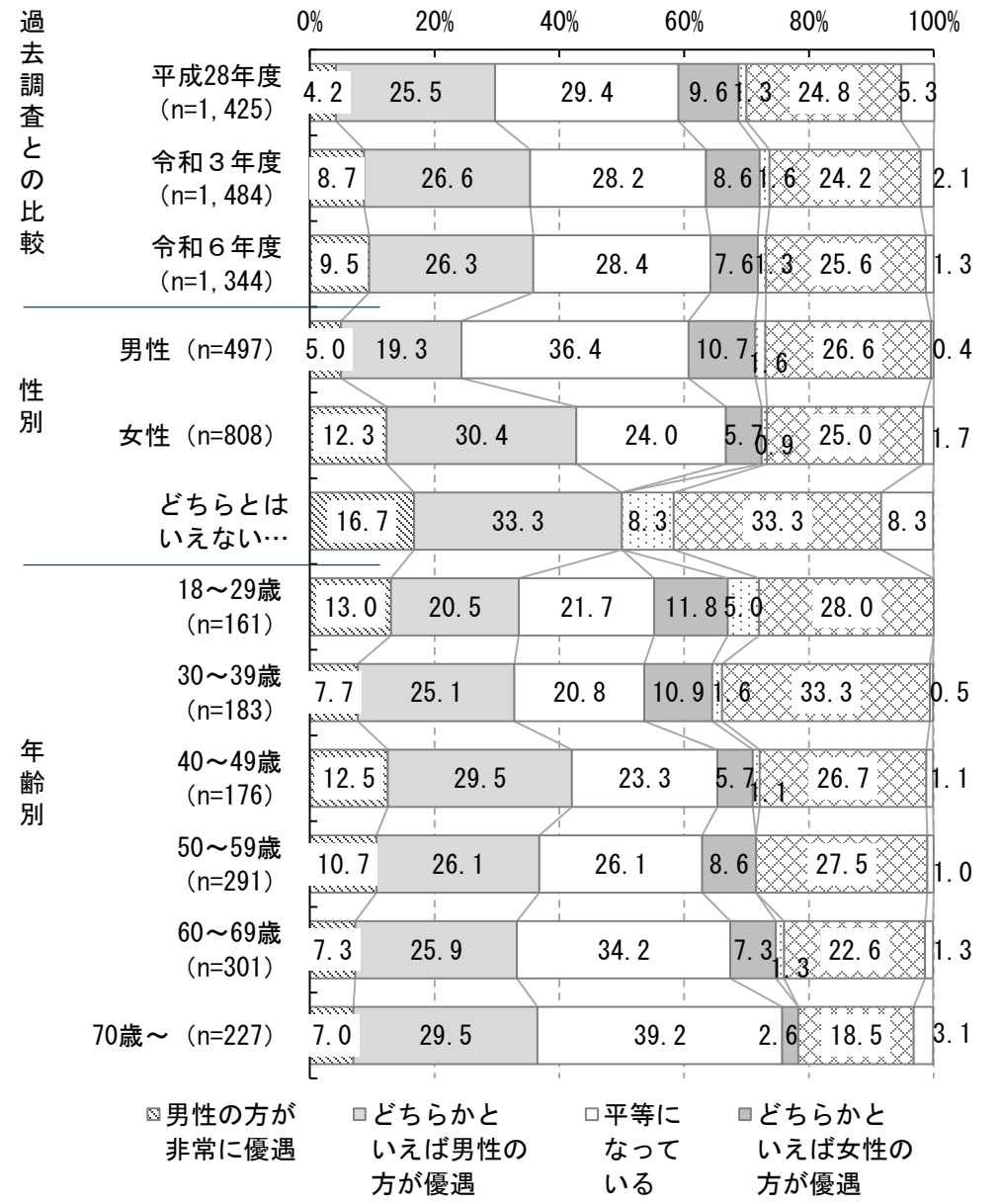
令和6年度に実施した杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査によれば、家庭の中で実際に地域活動に参加する役割を担っているのは、「主に男性」5.4%、「主に女性」18.5%、「男性・女性ともに同程度」8.8%となっており、「主に女性」が地域活動を担う割合が高い。
なお、年齢別に見ても、各年代のいずれも、地域活動に参加しているのは「主に女性」が多い。



問18 今の日本では、次のような場で男性と女性が平等になっていると思いますか。
①～⑧のそれぞれについてお答えください。（それぞれ○は1つ）



男女平等意識を問う設問への回答では、地域活動の場において、「平等になっている」という回答は28.4%にとどまっている。



⑤地域における性的マイノリティ可視化の取組

国の考え方

【第5次男女共同参画基本計画】

第1部 基本的な方針

【はじめに】

男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めることは、「男女」ととどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等も含め、幅広く多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現にもつながるものである。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

【基本認識】

○ 性的指向・性自認（性同一性）に関すること、障害があること、外国人やルーツが外国であること、アイヌの人々であること、同和問題（部落差別）に関すること等を理由とした社会的困難を抱えている場合、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見を背景に、更に複合的な困難を抱えることがある。このため、上記のような様々な属性の人々についての正しい理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要である。多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること、それ自体が極めて重要なことであり、その結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる。

区 の 取 組

国と同様の認識のもと、区においてもジェンダー平等につながる意識改革や理解増進をはかる啓発事業を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 3 男女共同参画の意識づくりと多様性への理解を促進する

性別等に関わらず、一人ひとりが個性と能力を発揮できるよう、区民等に向けた性差に関する固定観念等の意識改革と多様性に対する理解促進の取組を推進する。

取組項目 9 区民・地域に対する男女共同参画の啓発。

事業31 性的少数者に対する理解の促進

関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組む。

【成果目標】

指標	現状値 (R3)	R6目標	R9目標	R12目標
社会全体で男女が平等になっていると思う人の割合 (男女共同参画に関する意識と生活実態調査)	8.0%	30.0% (実績) 9.4%	35.0%	40.0%

指標は「令和6年度 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査」より

区の間組

【杉並区男女共同参画行動計画】

区役所における男女共同参画の推進

事業5 性的少数者に対する理解の促進

研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図ります。

区の「性的少数者に対する理解の促進」事業は職員向けにも行われている。

令和5年に「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」が施行。杉並区において、「パートナーシップ制度」の運用が開始。
広報での特集や啓発冊子の配布、啓発講座などを通して、性的マイノリティへの理解の促進を進めている。

事業31 性的少数者に対する理解の促進

<事業概要>

関係機関、民間団体と連携・協働し、人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう、講演会の開催等による啓発活動に取り組む。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
啓発活動の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

<令和5年度の成果と課題・分析>

令和5年4月の「性の多様性が尊重される地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」施行後、様々な媒体等を活用して、条例や性の多様性、パートナーシップ制度等についての周知・啓発に取り組んだ。広報すぎなみでは4月と6月の2回特集を掲載、啓発冊子「レインボーガイドブック」を3,000冊作成し、区内施設等へ配布したことに加え、区民の理解促進のための啓発講座等も実施した。一方、条例施行7ヶ月後に行った「区政モニターアンケート」では、性的マイノリティへの社会全体の理解は進んでいるかの設問に「進んでいると思わない」「どちらかといえば進んでいると思わない」が57.3%となり、継続的な取組の必要性が感じられた。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

ガイドブックやリーフレット等の広報ソールの活用や啓発講座の実施等による取組を引き続き行う。あわせてパートナーシップ制度や性的マイノリティ専門相談等の個別の事業の円滑な運用を進める。

事業5 性的少数者に対する理解の促進（区役所における男女共同参画の推進）

<事業概要>

研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図る。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①職員専門研修参加人数	計画	①80名②547名	①80名②627名	①80名②707名
②職員専門研修累計参加人数	実績	①76名②418名	①64名②482名	

<令和5年度の成果と課題・分析>

性的少数者に対する正しい認識と理解の促進を図るため、職員研修「思いやりだけでは解決しない性的マイノリティの今とこれから」を開催し、64名の職員が受講した。「性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する国民の理解の増進に関する法律」に関する説明を含め、性的マイノリティに関する基礎知識等、自治体職員として知っておくべき内容を啓発した。研修後のアンケートでは、「今後の職務に活かせると思う」等の肯定的な内容が8割を超えており、有意義な研修となった。

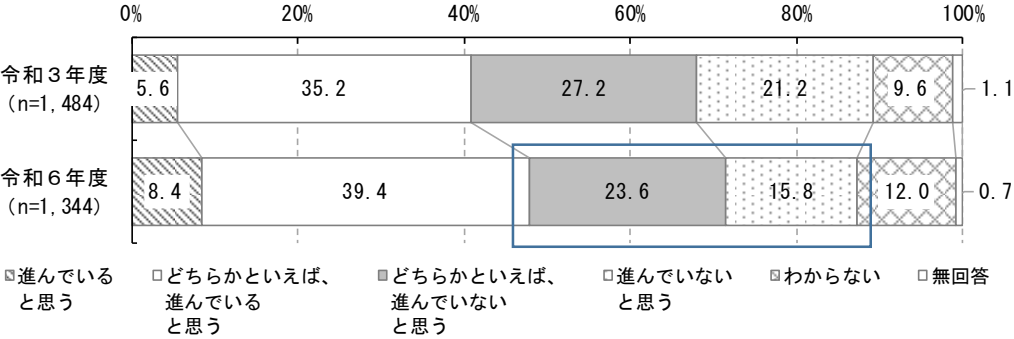
<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き、職員の性的少数者に対する正しい認識と理解が促進されるよう、性的マイノリティ当事者を講師とした研修を継続して実施する。令和6年度は、職員の理解がより深まるよう、ワークショップ形式での研修の実施等を検討する。

問22 あなたは、性的マイノリティについて社会全体の理解は進んでいると思いますか。

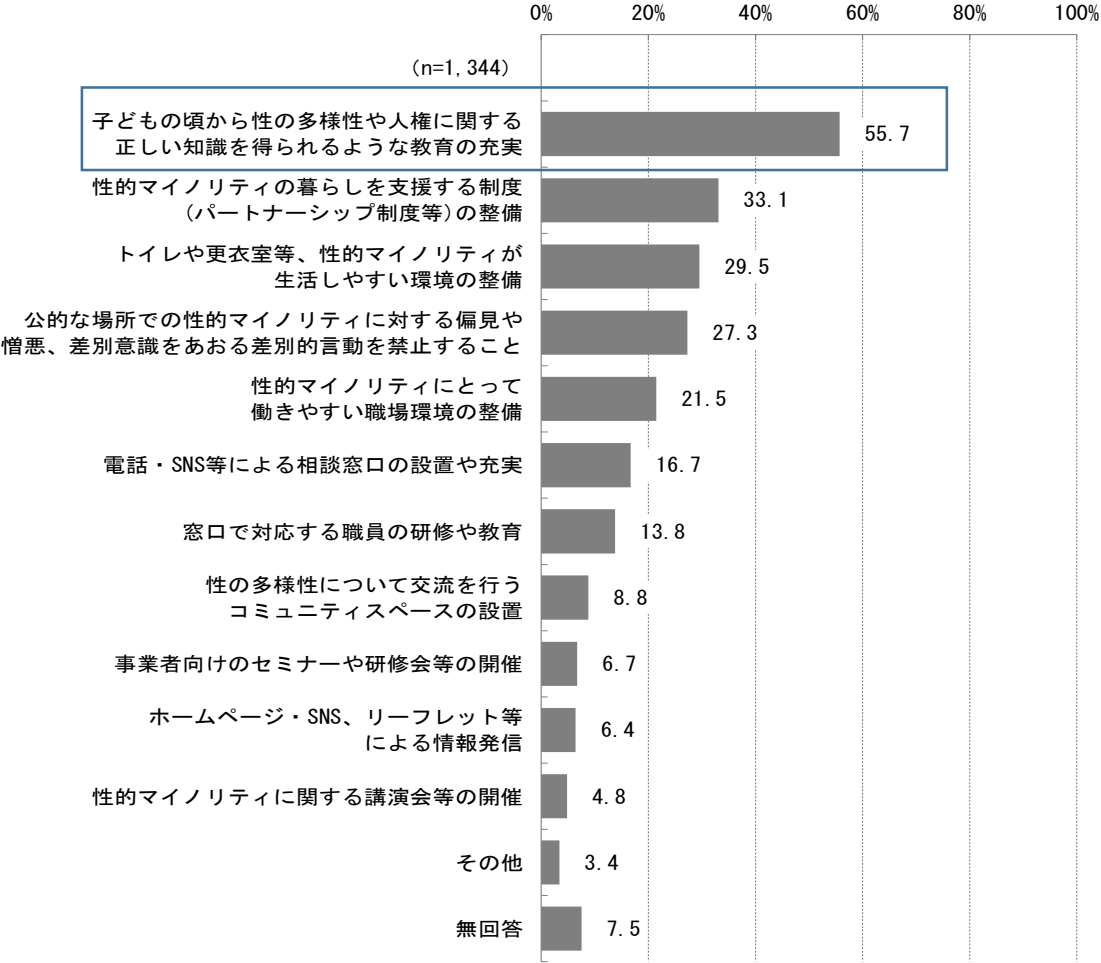
性的マイノリティについて社会全体の理解が進んでいると思うかについて、“進んでいると思う”（「進んでいると思う」と「どちらかといえば、進んでいると思う」の合計）が47.8%、“進んでいないと思う”（「どちらかといえば、進んでいないと思う」と「進んでいないと思う」の合計）が39.4%、「わからない」が12.0%となっている。

過去調査と比較すると、“進んでいると思う”が7ポイント増加している。



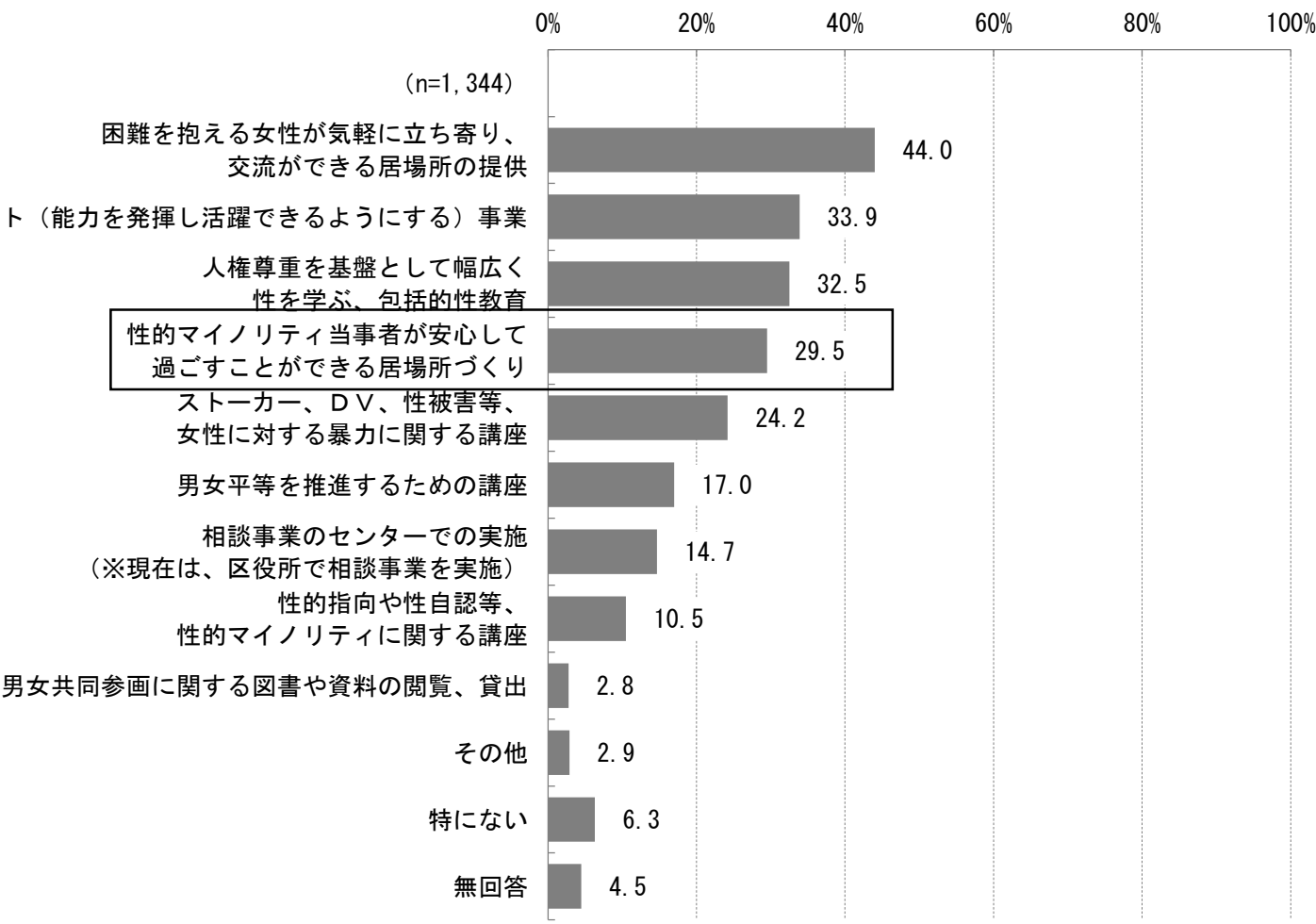
性的マイノリティへの社会全体の理解は、未だ約4割が「進んでいない」という結果で、社会においても地域においても課題といえる。調査結果からは、区民は、男女平等意識と同様に、性的マイノリティへの理解促進についても教育が重要と捉えていることが示されている。

問23 あなたは、性的マイノリティの人権を守るため、どのような施策が必要だと思いますか。



問25 男女共同参画を推進するために、男女平等推進センターが、今後力を入れていく必要があると思うものは
どれですか。（3つまで○）

杉並区が持つ男女平等推進センター（男女共同参画に係る、情報収集・発信、啓発・学習、団体育成・交流促進などを行う）について、その認知度は10.4%と低い。その男女平等推進センターについて、「今後力を入れていく必要があると思うもの」を問う設問について、29.5%が「性的マイノリティ当事者が安心して過ごすことができる居場所づくり」と回答している。



⑥地域防災における要配慮者への取組

国の考え方

大規模災害の発生時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが懸念される。非常時において困難が深刻化しないよう、平常時から男女共同参画の視点を含めて施策を推進する必要がある、との国の課題認識は、委員の意見とも同様のものであり、災害発生時に要配慮者がより深刻な困難に陥らないよう取組を推進することは、平常時・非常時双方において重要である。

【第5次男女共同参画基本計画】

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

【基本認識】

○ 災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられている。被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要である。

○ 大規模災害の発生は、全ての人の生活を脅かすが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されている。人口の51.3%は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女共同参画の視点からの災害対応が行われることが、防災・減災、災害に強い社会の実現にとって必須である。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化される。

○ したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。

○ しかしながら、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こっており、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況である。

○ 「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、様々な取組が進められてきた。また、第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」において、災害リスク削減を基本理念とし、女性のリーダーシップを促進することや女性の参画・能力開発が打ち出されている。

○ このため、国の災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。また、地方公共団体が、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において、若年層を含め女性が主体的な担い手であるという認識を国内外で共有し、男女共同参画の視点を取り入れた取組が国内で進められるように国として支援を行う。

市町村防災会議の委員に占める女性割合は、令和5年4月時点で10.8%。目標とは大きく乖離があり、重要な課題といえる。

【成果目標】

項目	現状	成果目標（期限）
市町村防災会議の委員に占める女性の割合	8.8% (2020年度)	15%（早期） 更に30%を目指す（2025年度）

区の実施

【杉並区男女共同参画行動計画】

国と同様の課題認識のもと、区においても、①地域と結びつきの深い震災救援所（避難所）に対して、②政策・方針の意思決定過程である防災会議について、③区民全般へ、と働きかける、三つの事業を行っている。

取組方針 2 あらゆる分野における女性の参画を拡大する

あらゆる分野で男女が共に活躍できる環境づくりの推進を図るため、未だ十分とは言えない、事業所における女性登用や意思決定過程への女性参画を拡大します。

取組項目 8 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

事業25 地域防災における男女共同参画の推進

災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進める。

事業26 防災会議における男女共同参画の推進

防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進する。

事業27 女性のための防災講座

女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図る。

【成果目標】

指標名	現状値	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
区の防災対策において女性の視点が 生かされていると感じる人の割合 (担当課調査による)	—	70.0%	80.0%	90.0%

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業25 地域防災における男女共同参画の推進

<事業概要>

災害時に避難生活の場となる震災救援所のあり方や備蓄品の確保に、女性の視点を取り入れるための取組を進める。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
区の防災対策において女性の視点が活かされていると感じる人の割合	計画	70.0%	70.0%	70.0%
	実績	49.0%	49.0%	

<令和5年度の成果と課題・分析>

令和4年度に引き続き、半数近い数値を達成することができたものの、指標として設定した70%を達成することはできなかった。アンケート結果によると、女性の視点を取り入れることの必要性は理解しているものの、まだまだ取り入れられていないと感じている人が多い状況である。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

今後も女性の視点を踏まえた備蓄品を拡充するほか、女性の視点を踏まえた防災リーダー養成講座等の担い手を増やす取組を実施し、震災救援所運営における男女共同参画の取組を連絡会や訓練等を通じて周知・啓発を図っていく。

震災救援所運営連絡会※で実施されたアンケートにおいて、「区の防災対策において女性の視点が活かされている」と回答した人の割合は49.0%。目標値の70%が達成できなかったことが課題。

※震災救援所運営連絡会：区内小中学校等を一単位として、区内の一定の地区の住民によって構成される。杉並区内に震災救援所は65か所ある。

区 の 取 組 の 現 状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業26 防災会議における男女共同参画の推進

<事業概要>

防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点での意見が反映できるよう、防災会議委員における女性の参画を促進する。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
防災会議における女性委員の登用割合	計画	15.6%	30.0%	30.0%
	実績	12.5%	12.1%	

<令和5年度の成果と課題・分析>

防災会議を構成する女性委員の人数は変更がなかったが、委員数が1名増加したことにより、前年度より女性委員の割合は低下した。防災会議委員は各種団体における組織の長が推薦されることが多く、組織長に男性が多いため、女性委員が増えづらい状況である。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き、防災会議委員委嘱の依頼文に女性委員の推薦を促す文言を記載し、女性委員の参画を促していく。

防災会議における女性委員の登用割合は実績値を計画値が大きく下回る状態。防災会議の委員は、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者等から構成されるが、委員選出の際に理事長や代表取締役など組織長が推薦されることが多く、組織長に男性が多いことから偏りが生じがちである。防災会議委員委嘱の依頼の際、組織長によらず女性委員の推薦を促す試みを引き続き行っていくこととしている。

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業27 女性のための防災講座

<事業概要>

女性の視点を踏まえた災害対策を学び考える講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図る。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
女性向けの防災講座の開 催回数	計画	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	

<令和5年度の成果と課題・分析>

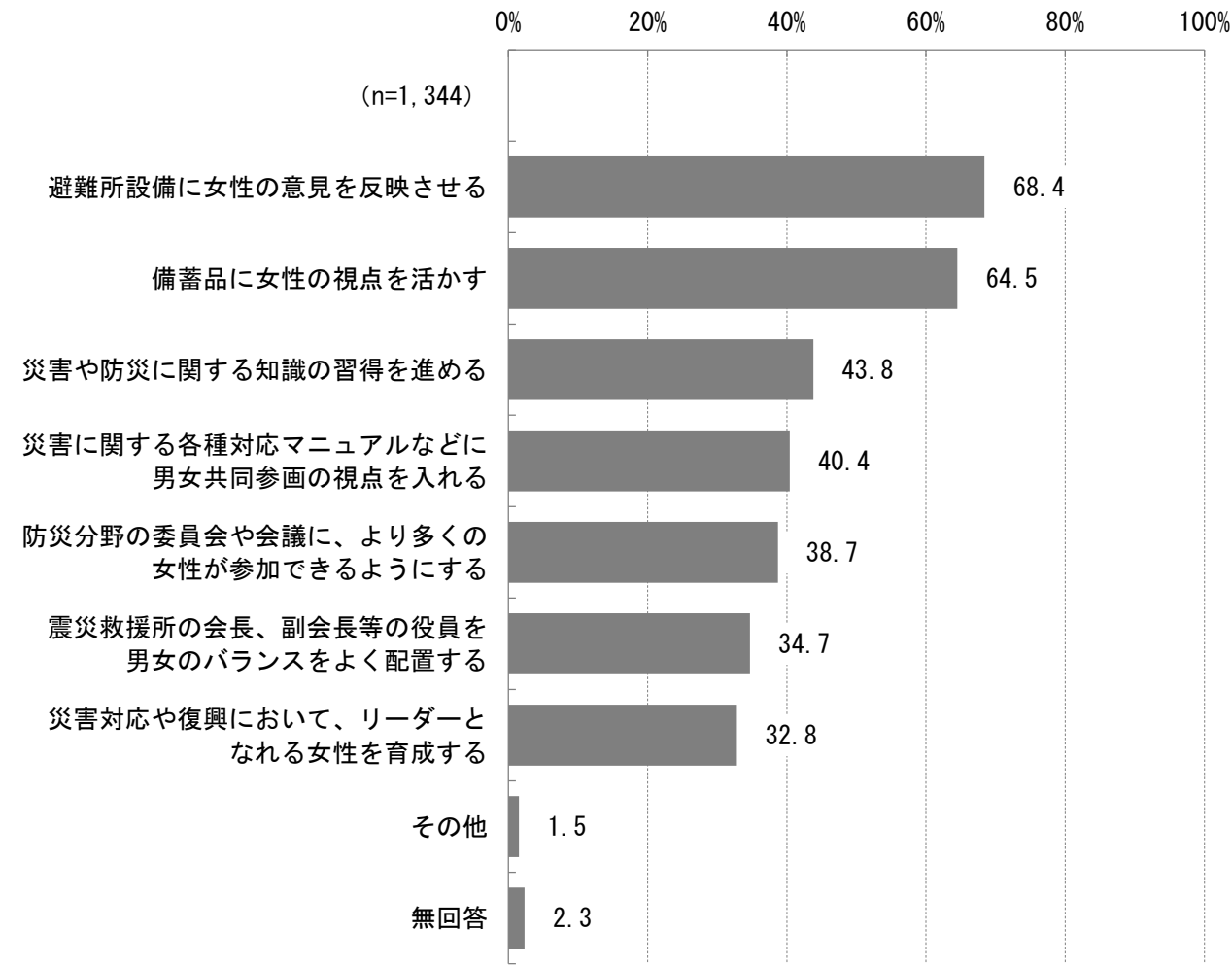
昨年度は震災救援所関係者を対象としたが、令和5年度は防災市民組織関係者を対象に講座を実施し、延べ109名、うち女性42名が参加した。アンケートの結果、講座内容が「非常に良かった」または「良かった」と回答した参加者は全体の84%を占め、「今後の防災活動にこの講座の内容が活かせると思う」と答えた参加者は72%であった。講座の内容に関する評価はよかったものの、防災市民組織関係者を対象者としたため、受講者の90%が60代以上であったことから、子育て世代等の若い世代への参加を促すことが課題と考えている。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

従来は避難所関係者や防災市民組織関係者を対象に講座を行っており、必然的に年齢層の高い方が受講者の多くを占めていた。子育て世代等若い世代にも啓発することが重要であるため、令和6年度は、対象者を限定せずに募集を行うことを検討する。加えて、一方向の講義型の講座ではなく、ワークショップ等を含めた参加型の講座形式で実施できないか検討する。

「女性のための防災講座」事業では、災害時に女性の視点で活躍できる人材の育成を図り、毎年一回実施している。幅広い世代への啓発を狙って、参加対象者を拡充していく見込み。
直近では令和7年2月24日に「令和6年度 女性のための防災講座」を実施。避難生活における女性の生理等に関する情報も提供された。

問26 あなたは、防災分野で男女平等の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



令和 6 年度に実施した杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査において、「防災分野で男女平等の視点を活かすために重要なこと」として、「避難所設備に女性の意見を反映させる」「備蓄品に女性の視点を活かす」といった回答の割合が高い。現在区の震災救援所の備蓄品には、要配慮者用テントや簡易間仕切り、生理用品、生理用品ゴミ袋、メイク落とし、防犯ブザー、『痴漢は犯罪です！』ポスターなどがある。

⑦地域におけるケアの担い手の課題における取組

国の考え方

委員意見のケアの担い手についての課題は、国の課題認識とも合致するもの。男女双方のワーク・ライフ・バランスのため、職場における環境整備も重要だが、家事・育児・介護等を男女が共に担うべき共通の課題と捉え、男性が家事・育児・介護等に参画できるような環境整備も重要である。

【第5次男女共同参画基本計画】

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

【基本認識】

○ 女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく企業の取組、保育の受け皿整備、両立支援等これまでの官民の積極的な取組により、いわゆる M 字カーブ問題は解消に向かっており、第 1 子出産前後の就業継続率は 5 割を超えた。

しかしながら、25 歳から 29 歳をピークに女性の正規雇用労働者比率の低下が見られるほか、依然として、育児や介護等を理由に就業を希望しながら求職していない女性は 231 万人（令和元（2019）年）存在する。また、職業能力は十分に有しているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識を背景に、そもそも就業を希望していない女性も少なくないものと考えられる。こうした女性の潜在能力を十分に活かさないことは我が国にとって大きな損失である。

○ このような状況において、女性も男性も働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮することが重要である。このため、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要となっている。また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、家事・子育て・介護等を男女が共に担うべき共通の課題とし、パートナーである全ての男性が家事・子育て・介護等に参画できるような環境整備を一層推進することが求められる。男性が育児休業等の取得等により子育てを担い、その後も子育てを積極的に行うことは、当該育児休業等の取得後も含め母親による子育ての孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントの在り方を見直す契機ともなり、ひいては男女が共に暮らしやすい社会づくりに資するものでもある。

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

【基本認識】

○ 男女の多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備を推進する。

【成果目標】

項目	現状	成果目標（期限）
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7% (2019年度)	82% (2025年度)
保育所等待機児童数	12,439人 (2020年4月)	「新子育て安心プラン」を 踏まえ設定
放課後児童クラブの登録児童数	約130万人 (2019年5月)	152万人 (2023年度末)

区の取組

男性の家事・育児への参画の促進を目指し、男性の家事や育児についての講座を企画。また、区内全7か所の子ども・子育てプラザにおいて、通年で「パパと遊ぼう」という事業を実施。父親も含めた家族ぐるみの参加を通して、父親の育児参画をの促進を図っている。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組項目1 男性の家事・育児への参画の促進

事業1 男性の家事・育児支援講座

男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体やNPO法人等による企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施します。

事業2 パパと遊ぼう

子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施します。

【成果目標】

指標名	現状値：令和3年度 (2021年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合	25.7%	40.0%	45.0%	50.0%

「家庭内で家事の分担が男性・女性とも同程度になっている割合」は、目標値を大幅に下回っている状況。取り組むべき重要な課題と考えられる。

指標は「令和6年度 杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査」より

区 の 取 組

保育施設の整備充実、障害児保育・病児保育サービスの実施、学童クラブの整備・充実など、子どもを預けられる場所・サービスの支援を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針 1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組項目 2 安心して出産と子育てができる環境の充実

事業7 保育施設等の整備・充実

歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境を実現します。

事業8 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

①障害児保育の拡充

障害児保育の受容に応えるため、区立保育園の障害児指定園15園のほか、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受入れの拡充を図ります。

②病児保育

病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かります。

事業9 学童クラブの整備・充実

小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学区に近接する小学生の放課後等の居場所の機能等を移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組む。また、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図る。

家族介護者に負担がかからないよう、在宅介護を行う介護者に対して、ヘルパー派遣システムやGPSを用いた徘徊高齢者の早期発見サービス、介護者の相談事業、複数の生活課題を抱えた世帯について関係機関と一体となって行う調整事業を行っている。

【杉並区男女共同参画行動計画】

取組方針1 家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進する

依然として、固定的な性別による役割分担意識が根強く残っている実態を踏まえ、家庭や職場での意識改革と男女のより良い協働を図ります。出産・子育て環境や介護者支援の充実に取り組み、これらを通して、家庭・職場における男女共同参画とワーク・ライフ・バランスを推進します。

取組項目3 介護者支援の充実

事業10 家族介護者支援事業の充実

家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、①ほっと一息、介護者ヘルプ事業」、②徘徊高齢者探索システム事業、③介護用品の支給事業等、区独自の多様な支援を行う。

事業11 介護における心の相談

臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図る。

事業12 ダブルケア等の支援

親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親等、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートする。

【成果目標】

指標名	現状値：令和2年度 (2020年度)	令和6年度 (2024年度)	令和9年度 (2027年度)	令和12年度 (2030年度)
今後も在宅で介護を続けていけると思う人の割合	87.9%	90.0%	90.0%	90.0%

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

男性の家事・育児参画を促進するため、年に2～3回の講座を企画。
今後も参加者の更なる拡充を目指していく。

事業1 男性の家事・育児支援講座

<事業概要>

男女平等推進センター啓発講座において、区内で活動する地域団体やNPO法人等による企画・運営による「男性の家事・育児への参画促進」のための講座を実施します。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座数	計画	①2講座②120人	①3講座②214人	①2講座②112人
②「男性の家事・育児への参画促進」のための啓発講座の参加者数	実績	①2講座②76人	①3講座②131人	

<令和5年度の成果と課題・分析>

NPO法人3団体の企画・運営により、「炊飯器で料理!お父さんのホメられ時短メシ」、「夫婦って我慢やケンカが当たり前!」、「賢い子を育てるパパの育休」と題した講座を開催した。
特に「炊飯器で料理!お父さんのホメられ時短メシ」は、定員を超える多数の応募があり、参加者から「自宅での家事育児時間が増えた」、「親子の絆を深める大切な時間だった」等の声が寄せられた。
その他講座も「有意義だった」というアンケート結果が多数得られた。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き男性が育休を取得する意義、夫婦間のコミュニケーション等の知識を学ぶ講座や料理教室等の開催を通して、男性の家事・育児への参画を促す。また、広報すぎなみやチラシ、SNS等様々な媒体を有効に活用して講座の周知を行い、より多くの区民の方、子育て世代の方の参加に努める。

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業2 パパと遊ぼう

<事業概要>

子ども・子育てプラザにおいて、家族ぐるみの利用と父親の育児参画の促進を図るため、土・日曜日の事業として「パパと遊ぼう」を実施します。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
「パパと遊ぼう」の実施	計画	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	

<令和5年度の成果と課題・分析>

すべての子ども・子育てプラザで実施している「パパと遊ぼう」は、各施設の実情に応じて事業名を変更したところもあるが、父親を含む家族ぐるみの支援という目的で、令和5年9月に新設されたプラザ下高井戸も加わって、全7所で通年開催している。当初、土・日曜日の事業として開始したが、平日の利用ニーズが高まってきたことを受け、平日にも実施することとしたほか、対象をプレパパにも拡大し、プログラムの充実を図った。また、父親だけでなく母親と一緒に家族で参加する家庭もあり、年間参加者数は令和4年度の5,279人から令和5年度には8,621人に大幅に増加した。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

保護者の働き方が多様化する中、平日にも子ども・子育てプラザを訪れる父親が増えている。そのため、本事業は平日も含めて引き続き実施するとともに、プラザで行うその他の事業でも父親の育児参画の促進を図り、家族単位でのプラザの利用を目指す。また、休日パパママ学級の実施日に合わせ、プレママ・プレパパ向けの事業をプラザ内で実施することで、これから父親になる方が夫婦で育児に取り組むイメージが持てるよう促す。

区内7か所にある子育て支援施設にて、通年で開催していた事業について、土日開催のみであったものを平日にも拡充する。
なお、休日のパパママ学級の実施に合わせて、プレママ・プレパパ向けの事業も実施。夫婦で育児に取り組むイメージを持てるように促す。

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

杉並区では現時点で待機児童数0人であり、保育施設の「整備・充実」については令和6年度から廃止となった。

事業7 保育施設等の整備・充実

<事業概要>

歳児別・地域別の保育需要に見合った整備に取り組み、引き続き、希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境を実現します。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①認可保育所整備率 (認可保育所定員数÷就学前児童人口)※ ②保育所入所待機児童数	計画	①－ ②0人	①－ ②0人	
	実績	①62.6%②0人	①65.0%②0人	

※令和4年度:定員数:14,963人 就学前児童人口:23,899人
令和5年度:定員数:14,895人 就学前児童人口:22,906人

<令和5年度の成果と課題・分析>

既存の認可保育所1所について、地域の保育需要を踏まえ、新園舎への移転に合わせて定員の適正化を図った。令和6年4月の認可保育所決定率は98.1%に達している。令和5年度の総合計画・実行計画等の改定の際に、令和5年4月に希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境をおおむね実現したことを踏まえ、実行計画事業「保育施設等の整備・充実」を廃止した。このことから、総合計画・実行計画との整合を図るため、当該事業を廃止する。

区取組の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業8 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

<事業概要>

①障害児保育の拡充

障害児保育の受容に応えるため、区立保育園の障害児指定園15園のほか、私立保育園を含めた障害児の受け入れを進めるとともに、医療的ケアが必要な児童の受入れの拡充を図ります。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①障害児指定園数	計画	①15園②1,850人	①15園②1,800人	①15園②1,900人
②障害児保育在籍児童数	実績	①15園②1,766人	①15園②1,862人	

<令和5年度の成果と課題・分析>

障害児保育については、居住する地域にある保育施設を利用できるよう、区立・私立施設での受け入れが進んでいる。障害児保育に取り組む施設に対しては、園長経験者による巡回訪問や心理専門職による巡回指導を通じて、必要な助言・指導を行い保育の充実に努めた。医療的ケア児の保育施設の利用については、保育課が調整役となり、保護者・施設・コーディネーターと相談しながら受け入れを進めた。また、令和5年は、年齢や医療的ケアの種別に関わらず受け入れができるための体制の強化について検討を進めた。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き保育士が専門知識を学べる機会の確保や心理専門職による巡回指導の推進により、区内すべての認可保育所における障害児保育の充実に努める。医療的ケア児について区立障害児指定園15園を基盤として、年齢や医療的ケアの種別に関わらず受け入れができるよう、必要な環境整備を進めていく。

障害児、医療的ケアを必要とする児童の保育サービスを推進するため、区立保育園の障害児指定園15園を基盤に環境整備を進めている。

区の実施状況

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業8 多様なニーズに対応した保育サービスの推進

<事業概要>

②病児保育

病気などで保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かります。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①病児保育施設数	計画	①4所②3,391人	①4所②3,422人	①5所②3,512人
②病児保育室延利用者数	実績	①4所②2,971人	①4所②3,841人	

<令和5年度の成果と課題・分析>

保育施設でのヘルパンギーナ等の感染症の流行により、令和4年度に比べ病児保育室延利用者数が870名増加した。令和3年7月に4所目となる病児保育室を開設し、令和6年6月に5所目の開設を予定している等、多様なニーズに応じた保育サービスの提供を推進してきた。しかし、現在の設置場所が荻窪、西荻窪地域に集中しているため、地域偏在の解消が課題となっている。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

令和6年度に5所目の病児保育施設の開設を予定しているが、子どもの急病時に休むことができない世帯への支援の必要性に加え、地域偏在の解消や感染症流行期における需要と供給のバランス等を踏まえ、新たな病児保育室の設置について検討を行う。

急病などを理由に保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる保育サービスを実施している。地域偏在の解消や、感染症流行期における需要と供給のバランスを踏まえて、新たな病児保育室の設置を検討している。

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

保育需要の高まりに連動して学童クラブの需要も増加しており、待機児童の解消が課題。6000人超の受け入れ児童数を見込み、児童受け入れ確保量の拡充を図っている。

事業9 学童クラブの整備・充実

<事業概要>

小学校内に学童クラブを整備していくことを基本としながら、小学区に近接する小学生の放課後等の居場所の機能等を移転した後の児童館施設や区立施設等のスペースを有効に活用し、待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組む。また、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアが必要な子どもが、住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう、学童クラブでの受入体制の充実を図る

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①学童クラブ受入数	計画	①5,432人②0人	①6,013人②0人	①6,178人②0人
②学童クラブ待機児童数	実績	①5,860人②280人	①6,047人②388人	

<令和5年度の成果と課題・分析>

小学校内へ新たな学童クラブを整備したほか、既存の学童クラブの拡張等により、児童の受入枠及び重度重複障害児の受入枠の拡大を図った。質の向上の取組として、福祉サービスの第三者評価の実施、育成室のWi-Fi環境の整備や学童クラブの入退室管理システムの導入準備を行った。保育需要の高まりに連動し、学童クラブの需要も引き続き増加している。それに伴い、待機児童が全体的に増加しており、特に即時に受入枠を拡大することが難しい地域では待機児童が多く発生している。待機児童の解消と、ニーズの変化に対応するための体制を検討していく必要がある。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

学童クラブ整備の方向性は、令和6年度に策定予定の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」で定めることとしている。安心・安全な小学生の放課後等の居場所に対する多様化するニーズに応えていくため、「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づき、学童クラブも含めた小学生の放課後等の居場所づくりの充実について具体的に検討を行う。

区取組の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業10 家族介護者支援事業の充実

<事業概要>

家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、①ほっと一息、介護者ヘルプ事業」、②徘徊高齢者探索システム事業、③介護用品の支給事業等、区独自の多様な支援を行う。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ほっと一息、介護者ヘルプ事業利用者数 ②徘徊高齢者探索システム事業利用者数 ③介護用品の支給事業利用者数	計画	①1,950人 ② 70人 ③4,563人	①1,950人 ② 70人 ③4,563人	①1,992人 ② 80人 ③4,992人
	実績	①1,982人 ② 75人 ③4,809人	①2,037人 ② 74人 ③4,856人	

<令和5年度の成果と課題・分析>

高齢者を在宅等で介護している方の多様なニーズに対応するとともに、関係機関へ事業の周知を図った結果、「(2)計画と実績」のとおり計画値を上回る利用実績となり、介護者の休息の確保と負担軽減に寄与することができた。今後も高齢化の進展等に伴うニーズの増加に適切に対応していく必要がある。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

家族介護者支援事業については、杉並区実行計画（令和6～8年度）で、ニーズ予測に基づき、「介護用品支給事業」の事業量を拡充し、他の事業を含めた予算規模は現状維持で対応可能と見込んでいるところである。その上で、引き続き、必要な人に利用いただけるよう周知に努めるとともに、今後の実績を見ながら、状況に応じて事業量等の見直しを図っていくこととする。

「ほっと一息、介護者ヘルプ事業」は、高齢者を同居で介護している家族の休息やリフレッシュを目的とした支援サービス。区が委託した民間事業者がヘルパーを派遣し、生活援助の代行を行う事業。

「徘徊高齢者探索システム事業」は、認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス。ニーズの増加への適切な対応、必要な人に利用してもらえるような周知を推進している。

区の実況の現状

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業11 介護における心の相談

<事業概要>

臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考える「介護者の心の相談」を実施し、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図る。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	計画	40件	40件	40件
	実績	40件	38件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

令和5年度の「介護者の心の相談」件数は、38件（前年度比2件減）であった。
相談件数を増やしていくため、関係機関等に対して事業を改めて周知していく必要がある。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

引き続き、臨床心理士による「介護者の心の相談」を通じて、介護者の心の葛藤を整理しながら負担の軽減を図っていく。

高齢者、障害者など、被介護者に対する虐待防止の観点からも、介護者の心の負担の軽減は重要。
介護における悩みや葛藤を、臨床心理士が対面で一対一で聞き取ることで、介護者の心の負担の軽減を図っている。

区の実施状況

【杉並区男女共同参画行動計画進捗状況報告書】

事業12 ダブルケア等の支援

<事業概要>

親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親等、複数の生活課題を抱えた世帯を支援する各機関からの相談に応じ、世帯全体に対して一体的な支援が行えるよう、関係機関をコーディネートする。

<計画と実績>

指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
各相談支援機関から在宅医療・生活支援センターへの相談件数	計画	400件	400件	430件
	実績	408件	451件	

<令和5年度の成果と課題・分析>

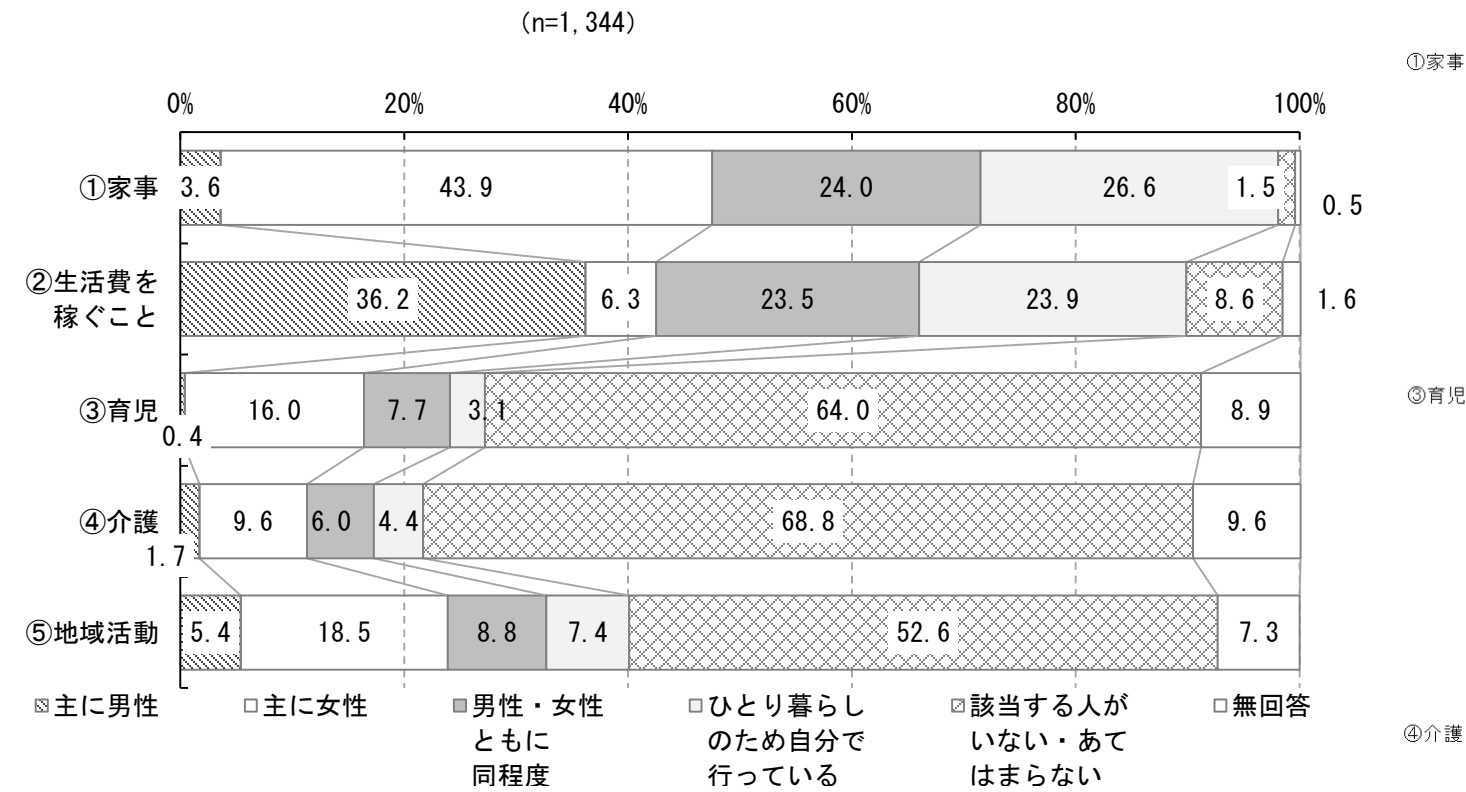
在宅医療・生活支援センターでは、地域包括支援センター（ケア24）や保健センター等の相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を451件受け付けた上で、相談機関のほか精神科医や弁護士等が参加する支援会議を144回開催し、支援内容等を検討した。
また、困難事例等に関する研修を5回実施し、職員の対応力向上を図った。

<令和6年度以降の事業の方向性・改善策>

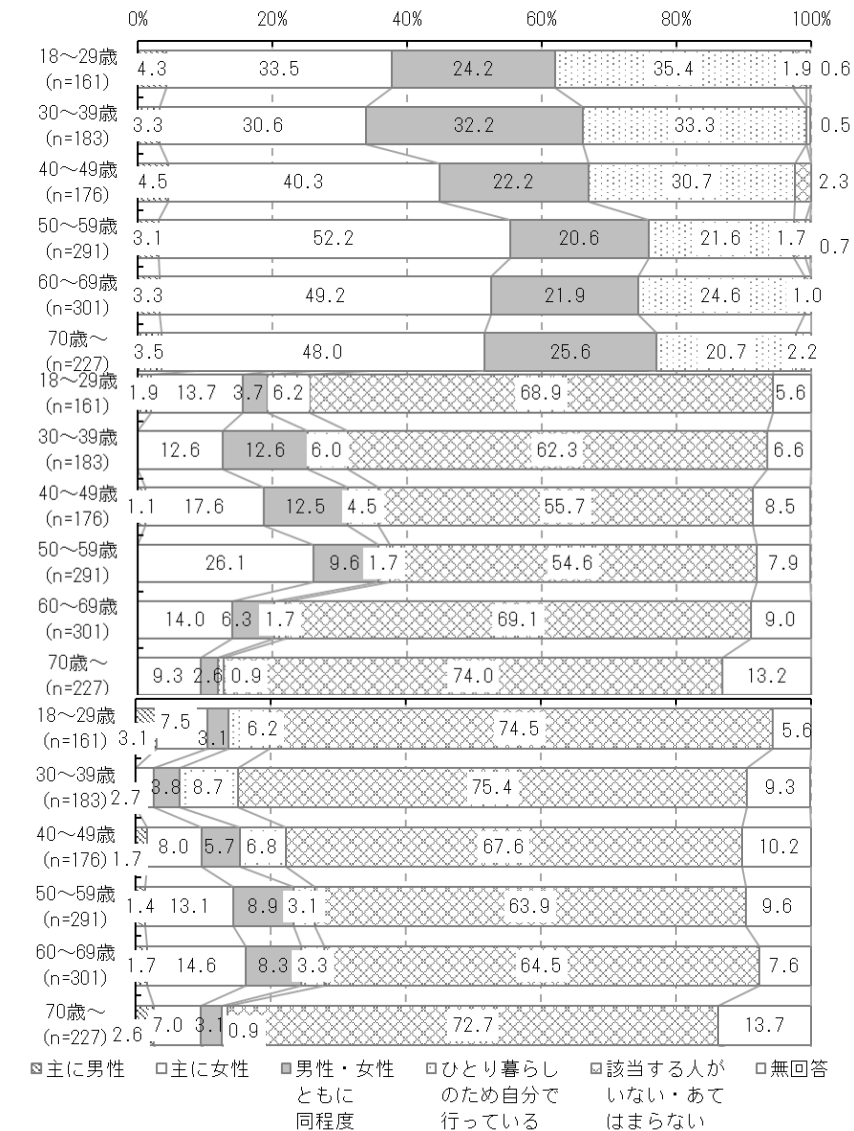
在宅医療・生活支援センターにおいて、引き続き、各相談機関からダブルケアを始めとする複合的な課題を抱える世帯等に関する相談を受け付けるとともに、精神科医や弁護士等の専門支援員が参加する支援会議の開催等を通じて各相談機関の対応を支援する。

複数の困難を抱えた世帯について、支援にあたる各機関からの相談に応じて、関係機関のコーディネートを行う事業。
支援の順番や各種制度の利用について整理するなどして、対象の家庭が穏やかに過ごせるよう支援の調整を行っている。

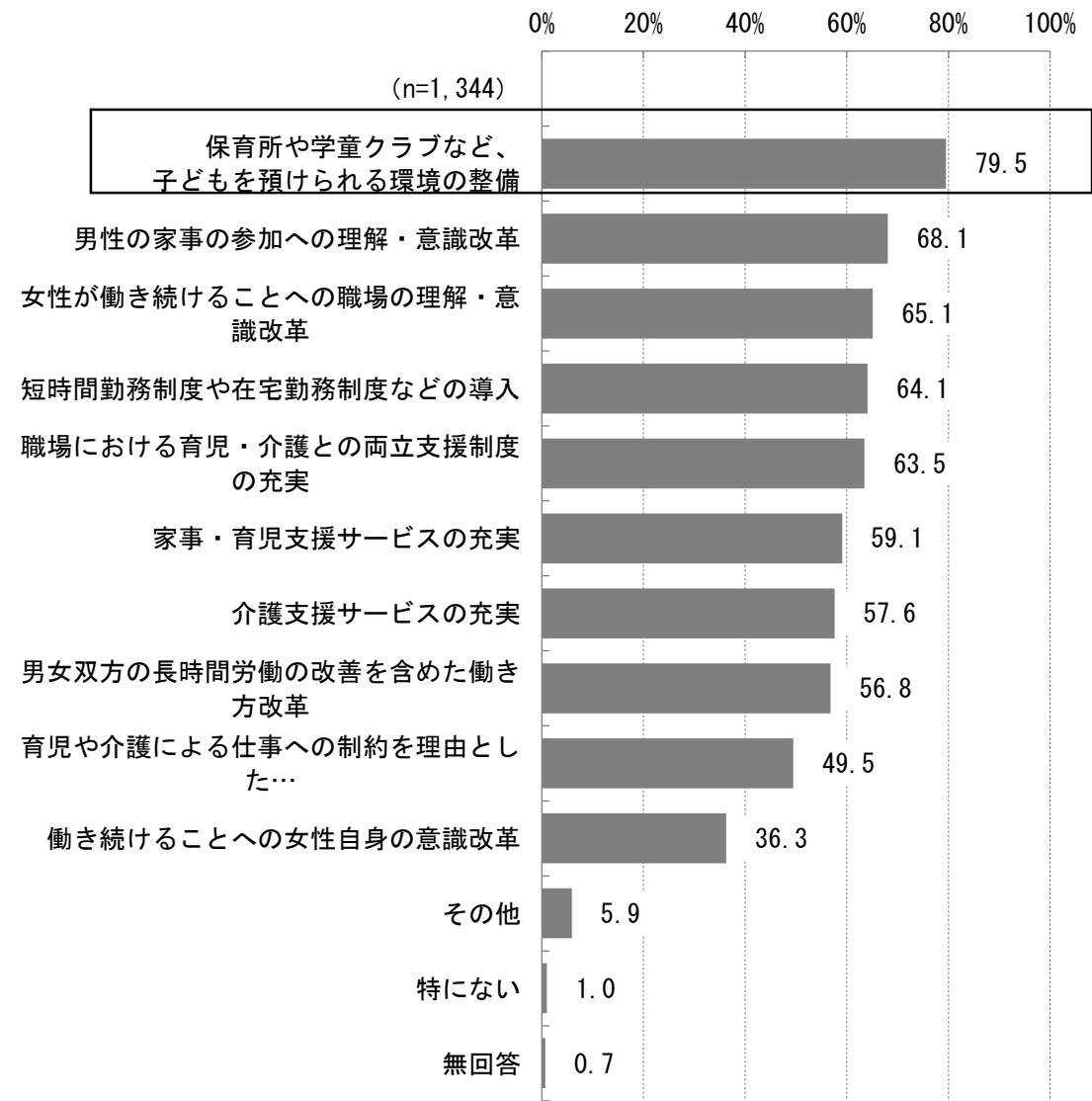
問1 あなたのご家庭では、次の①～⑤の事柄について、役割分担はどのようになっていますか。（それぞれ○は1つ）



令和6年度に実施した杉並区男女共同参画に関する意識と生活実態調査によると、家庭での役割分担については、いまだに「家事」「育児」「介護」が女性、「生活費を稼ぐこと」が男性、という偏りが見られる。



問9 あなたは、女性がキャリアを中断せず、長く働き続けるために必要なことは何だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



「女性がキャリアを中断せず、長く働き続けるために必要なこと」を問う設問において、もっとも高い回答率であったのは「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」であり、区民のニーズ・意向としては、働く間の子どもの預け先の整備が重要視されていると思われる。